

中小企業経営強化税制がスタート！



□概要

青色申告書を提出する「中小企業者等」で、中小企業等経営強化法の「経営力向上計画」の認定を受けたものが、平成29年4月1日から31年3月31日までの間に、対象設備を事業の用に供した場合に、即時償却または取得価額の7%（10%）の税額控除を受けることができます。税額控除は1年間繰り越すこともできます。

□対象設備

生産等設備を構成する機械装置（@160万円以上）・工具器具備品（@30万円以上）・建物附属設備（@60万円以上）・ソフトウェア（@70万円以上）で、「生産性向上設備（A類型）」または「収益力強化設備（B類型）」に該当するもの

□生産性向上設備（A類型）

- ①メーカーを通じて、工業会等から証明書を取得します。
- ②経営力向上計画を申請し、受理・認定を受けます。
- ③対象設備を取得します。

□収益力強化設備（B類型）

- ①投資計画について、経済産業局に事前確認を受けて、確認書を入手します。
- ②経営力向上計画を申請し、受理・認定を受けます。
- ③対象設備を取得します。

□経営力向上計画

経営力を向上させる計画を策定し、国の認定を得ることが必要になります。計画には、①経営力向上の目標、②経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、③経営力向上の内容・実施時期、④実施に必要な資金の額・調達方法、⑤経営力向上設備等の種類を記載します。

申請書類は実質2枚の比較的簡素なものとなっており、申請すれば基本的に認定を受けることができる仕組みになっています。

□留意点

- ①リース契約により取得した資産も税額控除の対象となります。
- ②医療機器等、対象とならない資産があります。
- ③経営力向上計画に取り組んだ結果、目標が未達でも認定は取り消されません。
- ④償却資産税の3年間軽減措置（2分の1）の対象にもなります。

この制度は、設備の購入前・リース契約前から手続きが開始されますので、**購入前に弊社担当者までご連絡をお願いいたします。**

なお、購入後であっても、原則として取得後60日以内であれば適用を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。